

限定提供データに関する不正競争行為

I 限定提供データに関する不正競争類型

(一) 定義

ア. 限定提供データ（不正競争防止法（以下「法」といいます。）2条7項）

限定提供データとは、「ビッグデータ等を念頭に、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者が取引等を通じて第三者に提供する情報」をいいます。

限定提供データに該当するためには、次の要件を満たす必要があります。

①業として特定の者に提供する情報として、②電磁的方法により相当蓄積され、③電磁的方法により管理されている④技術上又は営業上の情報で、⑤秘密として管理されているものを除いた情報です（ただし、経済産業省によれば、①②③が要件とされています）。

なお、相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっているオープンデータは、①の要件を欠くため、限定提供データに該当しません（法19条1項8号ロ）。

(ア) ①限定提供性

限定提供保有者が、限定提供データを反復継続的に提供し、又は反復継続して提供する意思があれば「業として」に該当します。

特定されていれば、実際にデータ提供を受けている者の数を問いません。

(イ) ②電磁的相当蓄積性

電磁的方法とは、他人の視覚によって認識することができない方法をいいます。相当蓄積性は、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護対象とするための要件です。

(ウ) ③電磁的管理性

アクセス制限など、限定提供データ保有者がデータを提供する際に、特定の者に対して提供するものとして管理する意思が、外部に対して明確化される程度である必要があります。

(エ) ④情報

利活用されている又は利活用が期待されている技術上又は営業上の情報をいいます。技術上の情報には、機械の稼働データ、AI技術を利用した学習用データセットなど、営業上の情報には、消費動向データ、市場調査データなどが挙げられます。

(オ) ⑤秘密管理性の除外

法上の「営業秘密」に該当しない情報を保護する趣旨のため、秘密管理性の

要件が除外されています。

イ. 限定提供データ不正取得行為

窃取行為、不正アクセス禁止法に反する行為などの不正手段により、アクセス制限を施した管理を破り、限定提供データ保有者から限定提供データを取得する行為をいいます（法2条1項11号）。

「取得」とは、データに映っているディスプレイを写真に撮る等、データの記録媒体等の移動を伴わない形でデータを自己又は第三者が入手し、自己の管理下に置く行為といいます。

ウ. 限定提供データ不正開示行為

限定提供データ保有者から限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、当該限定提供データを開示する行為をいいます（法2条1項15号）。

営業秘密の場合と異なり、守秘義務違反による開示は含まれません。

（2）類型

法は、限定提供データを取得等する行為について不正競争としており、不正取得類型（11号）、著しい信義則違反類型（14号）、取得時悪意転得類型（12、15号）、取得善意転得類型（13、16号）の4類型に分けることができます。

ア. 不正取得類型

（ア）限定提供データ不正取得行為、又はその取得後に当該限定提供データを使用・開示する行為（法2条1項11号）。

イ. 著しい信義則違反類型

（イ）限定提供データ保有者から限定提供データを示された者が、不正の利益を得る目的又は限定提供データ保有者に損害を加える目的で、当該限定提供データを使用・開示する行為（法2条1項14号）。

ウ. 転得類型①（取得時悪意転得類型）

（ウ）限定提供データ不正取得行為が介在したことを使って限定提供データを取得する行為、又はその取得した限定提供データを使用・開示する行為（法2条1項12号）。

なお、営業秘密と異なり、重過失は含まれていません。

（エ）限定提供データ不正開示行為であることを知って若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを使って、限定提供データを取得する行為、又はその取得した限定提供データを使用・開示する行為（法2条1項15号）。

なお、営業秘密と異なり、重過失は含まれていません。

エ. 転得類型②（取得善意転得類型）

（オ）限定提供データ不正取得行為の介在を知らずに限定提供データを取得した第三

者が、その介在を知った後、当該限定提供データを開示する行為（法2条1項13号）。

なお、営業秘密と異なり、重過失は含まれず、使用行為も対象ではありません。

（カ）限定提供データを取得した者が、取得後に、限定提供データ不正開示行為があったことを知って、又は限定提供データ不正開示行為が介在したこと知って、その取得した限定提供データを開示する行為（法2条1項16号）。

なお、営業秘密と異なり、重過失は含まれず、使用行為も対象ではありません。

2 民事上の措置

被侵害者（以下「請求人」と呼びます。）が提訴する場合と、被疑不正競争者が確認請求を提訴する場合があります。

（Ⅰ）請求人が提訴する場合

請求人は、限定提供データに関する被疑不正競争者に対して、差止、廃棄等請求、損害賠償、その他の請求をするために、以下の各事実について主張立証責任を負います。

ア. 差止請求（法3条）

- ①請求人が、上記1の限定提供データを保有していること。
- ②被疑不正競争者が、上記1のいずれかの行為を行ったこと。
- ③被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

イ. 廃棄等請求（法3条）

請求人は、差止請求と併せて、侵害行為を組成した物の廃棄や、侵害行為に供した設備の除去等必要な請求ができます。

ウ. 損害賠償請求（法4条、5条）

差止請求と併せて請求する場合、上記「（ア）①～③」に加え、以下の主張立証が必要です。損害賠償のみの場合、上記「（ア）①②」に加え、以下の主張立証が必要です。

- ④被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したこと。
- ⑤被疑不正競争者に故意又は過失があること。
- ⑥損害の額。

エ. その他の請求

故意又は過失による被疑不正競争者の不正競争行為により営業上の信用を侵害された場合、その信用を回復するのに必要な措置を求める請求ができます（法14条）。

差止請求の時効期限等（法15条1項）が迫っている場合、仮処分の申し立ても検討すべきです（民事保全法23条2項）。但し、事案にもよりますが、知財案件は審理に時間がかかる傾向にあります。

（2）抗弁

被疑不正競争者は抗弁を主張する場合、当該事実につき主張立証責任を負います。以下の抗弁は一例です。

ア. 時効（法15条2項、4条但書）

①法2条1項11～16号のうち、限定提供データを使用する行為であること。

限定提供データを取得・開示する行為は該当しません。

②被疑不正競争者が使用行為を継続すること。

③請求人が、当該使用行為により、営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある事実及び被疑不正競争者を知った時期。

④上記③のときから3年が経過したこと。

⑤時効の援用。

イ. 除斥期間の経過（法15条2項、4条但書）

①法2条1項11号～16号のうち、限定提供データを使用する行為であること。

②当該行為の開始から20年が経過したこと。

ウ. 善意者の使用権原（法19条1項8号イ）

被疑不正競争者は、一定の場合、取得した権原の範囲内で限定提供データを開示できるため、請求人の請求は認められません。

①法2条1項11号～16号の行為のうち、取引によって限定提供データを取得したこと。

②取得時に限定提供データ不正開示行為であることを知らず、又は限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したこと知らないこと。

③取引によって取得した権原の範囲内の開示であること。

なお、営業秘密と異なり、使用行為は認められません。

(3) 被疑不正競争者が提訴する場合

差止請求権や損害賠償請求権の不存在確認の訴えが考えられます。

以上